

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 木幡 浩

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	大森地区 (大森一区・大森三区・大森四区・永井川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月9日 (第1回) 令和5年11月30日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地バンクの利用意向が高いものの、農業者の平均年齢が74歳と高齢化が進み、規模縮小を検討している農業者が多く、専業の担い手の減少や後継者がいないことによる労働力不足により、遊休農地の更なる増加が懸念される。また、燃料や資材高騰による影響により、設備投資や初期費用の負担が大きく、新規就農者の確保が難しい。

【地域の基礎的データ】
当地区に耕作地を持つ認定農業者:11名
当地区に耕作地を持つ認定新規就農者:1名
主な作物:水稻、野菜類、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地域では水稻、野菜類、果樹の3本柱で、個々の農業者の意見を尊重しながら集積集約を進めていく。そして地域内外から新たな担い手や新規就農者の確保に取り組み、地域全体で鳥獣被害防止対策や保安全管理に積極的に取り組んでいく。また、水田を畑地化に促進し、高収益作物や他の産地にはないような新しい作物に取り組むことを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	107 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	107 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地保有適格法人等へ農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズ等を踏まえ、農地整備事業を活用し、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携して相談体制を確立し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--